

令和 5 年 6 月 21 日現在

機関番号：37105

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01384

研究課題名（和文）訴訟における情報および証拠の収集に関する研究（知的財産権訴訟を題材として）

研究課題名（英文）The research about gathering of information and Evidence in Civil Litigation - with reference to intellectual property litigation -

研究代表者

濱崎 録 (Hamasaki, Fumi)

西南学院大学・法学部・教授

研究者番号：90432773

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：日本民事訴訟法学会関西支部および関西民事訴訟法研究会においてそれぞれ研究報告を行い、論説を公表した。研究報告では、民事訴訟における証明責任を負わない当事者の協力義務について検討する前提として、証明責任を負わない当事者の協力義務違反の効果について、真実擬制をより積極的に行う余地があるとの提言等を行った。

また、論説「民訴法248条の類推適用の拡大の当否について 民訴法248条と諸法における類似規定」では、特許法や金商法といった周辺諸法に見られる損害額の認定に関する民訴法248条と類似する規定について帰納的に示し、それら類似規定と民訴法248条の関係について、検討すべき問題を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

民事訴訟法における証明責任を負わない当事者の協力義務（事案解明義務）について、長らく議論があるものの、当該義務の存在についての学説の一致を見ない状況にあることから、本研究は、民事訴訟法の周辺諸法において、事案解明義務に基づくと解される各規定について、検討を行うことで、民事訴訟法における事案解明義務の存在を肯定するための示唆を得ようと試みた点に意義がある。

情報や証拠の偏在が構造的に生じる周辺の訴訟類型において、事案解明義務に基づくと解される規定をめぐる議論状況を帰納的に比較することは、従来、民訴法の内部でのみなされていた議論にこれまでにない外的視点を示したことに社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）：During the last four years, I researched about the burden of evidence of a party who does not bear the burden of proof. I reported my research at Japan Association Kansai branch of the Law of Civil Procedure as a result of this research (2022/02/06) and published my consideration in "Theory and Practices about civil justice of next generation" (2023, 05).

I compared similar provision (e.g. Article 248) in intellectual property litigation and civil litigation. Because the provisions which lighten the burden on the parties involved in intellectual property litigation success effectiveness ahead of similar provisions in civil litigation. I analyzed the reasons despite the fact that the provision was originally derived from a civil litigation. the perspectives of such analysis are unprecedented approach. I made a suggestion that we must have more deeper understanding about the relationship between two systems.

研究分野：民事訴訟法（判決手続）、証明困難の軽減に関する研究

キーワード：民事訴訟法 証明困難の軽減 事案解明義務 知財訴訟

1. 研究開始当初の背景

民事訴訟においては当事者主義が採用されている結果、訴訟の帰趨は、請求を基礎づける事実の立証に必要な情報と証拠について、当事者の証拠や情報へのアクセスのしやすさにかかっているという側面がある。しかし、証明責任を負う側の当事者の手もとに、必ずしも必要な情報や証拠があるとは限らず、むしろ、証明責任を負わない相手方当事者や第三者の手もとに多くの情報や証拠が偏在しており、証明責任を負う当事者はそれらにアクセスすることが困難な状況も多い。

一方で、民事訴訟においては証明責任の規律のもと、いわば証明責任を負わない当事者は、「敵(=証明責任を負う当事者)に塩(=事実認定に必要な証拠)を贈る」義務はないとの認識が長らくなされてきた。しかし、このような規律は、当事者が十分に証拠を収集するための方策が整備されており、自ら証拠収集を行うことが十分にできることが前提となっているため、まずは証拠収集制度の拡充が必要と考えられるに至り、平成8年および平成15年の民事訴訟法改正では、日本は証拠収集制度の充実に向かって「思想の転換」があったと評価されている。ところが、前述の民訴法改正により拡充が図られた証拠収集手続の多くは、現在その実効性の低さが指摘されており、学会および実務においても、かかる利用頻度の低さは、制裁を伴わないいわゆる「非制裁型スキーム」によるものであることがその原因であると指摘されている。したがって、非制裁型スキームでは証拠収集の拡充による当事者主義の貫徹が困難であることについては、一定の共通理解が形成されつつある。しかし、その制裁の内容については見解の一致はいまだ見られない。

このように制裁の内容にコンセンサスが得られない理由として、情報や証拠を有している当事者がそれらの者の証明責任を負わないにもかかわらず提出しなければならない義務の根拠がどこにあるのかが不明確であるためと申請者は分析した。このため、本研究では、将来的に、証明責任を負わない当事者の証拠提出義務違反に対する制裁・評価規範を検討する前提として、この義務の性質を明確にすることを設定したのが研究開始当初の背景である。

2. 研究の目的

本研究は、従来の伝統的な民事訴訟では消極的に解されてきた証拠収集に必ずすべき義務の存在を肯定し、民事訴訟に先行してそれらの義務を前提とした制度がいくつも設けられている知的財産権訴訟と比較することを通じて、この義務の性質を明らかにすることを目的とした。かかる義務の存在およびその法的性質を明らかにすることで、当該義務に違反した場合の効果を検討し、最終的に証明困難に関する問題への解決策を明らかにすることが可能となるからである。

そのため、民事訴訟とは異なり、構造的に原告と被告の間に情報や証拠の偏在が構造的に存在する知財訴訟において認められている義務と、民事訴訟において認められるべきと唱えられている証明責任を負わない当事者の証拠提出義務が同じ性質のものであるとの仮説のもとで研究を進めた。この仮説が成り立つとすれば、民事訴訟においても証明責任を負わない当事者にも証拠提出義務が存在することがまず肯定できると考えるからである。そのうえで、同義務が知財訴訟におけるそれと同様の性質とすれば、義務違反の場合の評価規範も具体的に検討することが可能となることを示すことをより具体的な目的として設定した。

3. 研究の方法

本研究では、上記の研究目的を、文献調査および裁判例の分析により達成し、その成果は研究会報告、判例評釈および論説により公表することとした。調査分野は、知的財産権訴訟における証拠収集をめぐる日本およびドイツ、アメリカの同様の制度を対象としていた。ただし、助成期間中に新型コロナウイルス感染症の流行により、ドイツへの調査等が困難になり、文献調査を中心とすることに変更せざるを得なかった。

そこで、まず知的財産権訴訟の証拠収集制度がドイツやアメリカにおける同様の制度の影響を受けて、改正がなされてきた経緯を整理し、日本の民事訴訟における証拠収集制度とを帰納的に比較した。

4. 研究成果

助成期間においては、上記の通り、まず知的財産権訴訟の証拠収集制度と通常民事訴訟における証拠収集制度を帰納的に比較することを行った。その結果、わが国の知的財産権訴訟における証拠収集制度が民訴法に基礎を置きつつ、特則により民訴の原則を修正がなされていることが明らかになった。また、知財訴訟における証拠収集制度と民訴法におけるそれとの関連の深さが見られた。そこでは、知財訴訟が日本国内にとどまらず、海外に籍のある企業等を当事者として提起される場合も多いことから、日本の知財訴訟においても、例えば、アメリカに見られるよう

な高額な金銭的賠償を伴う制裁への要請が実務を中心に強くあることが確認できた。しかし、その一方で、知的財産権訴訟の基礎と通底する通常民事訴訟においては、基本的に、一定の訴訟上の義務に違反した場合の評価規範は証明責任法理を通じて、最大でも、敗訴につながるという枠組みからは逸脱できないことが前提とされていることも確認された。

そこで、この段階の研究成果の1つとして、上記の点を含めて検討した仮説について、日本民事訴訟法学会関西支部にて研究報告を行った。〔報告日：2022年2月5日（土） 報告題目：民事訴訟における証明責任を負わない当事者の協力義務について 知財訴訟における証拠収集手段の拡充の運用を参考にして〕【研究成果】

ただ、この報告によっては、知財訴訟の構造的な特殊性や制度の背景を理由に、通常民事訴訟とは異なる制度であるとの理解を超えることができたとは言えないとの結論に至った。その理由としては、知財訴訟だけを比較の対象としているに過ぎないため、知財訴訟そのものの特殊性が、通常民事訴訟の証拠収集とは異なる制度であることの根拠となることを排除できないことがあると考えるに至った。

そのため、助成期間の後半では、知財訴訟以外の分野において、やはり民事訴訟法の特則との位置づけの下、証拠や情報が乏しいために生じる証明困難を解消する方策を設けている例を挙げ、この中で論じられている方策と例えば特許法104条の2における積極否認義務に代表される方策、および申請者が研究対象としてきた証明責任を負わない証拠提出義務との共通性を見出すことに目的の修正を図った。

この修正を踏まえたうえでの2つ目の研究成果として、関西民事訴訟法研究会における報告がある。〔報告日：2022年11月26日（土） 報告題目：民訴法248条の類推適用の拡大の当否について 民訴法248条と諸法における類似規定〕【研究成果】

さらに、この報告をもとに、本助成期間の一応の最終成果として、論説を公表した。濱崎録「民事訴訟法248条の類推適用の範囲について」藤本利一ほか編『次世代民事司法の理論と実務』（法律文化社、2023）。

研究を進めるなかで、通常民事訴訟法の周辺諸法においては、証明責任を負わない当事者に証拠提出義務を認める規定が存在しており、それらの多くは、「民事訴訟法の特則」として、当該規定を位置づけていることを明らかにした。しかし、いかなる意味でそれらを「特則」と位置づけているのか、また、通常民事訴訟における原則とどのような関係にあるのかといった点はあまり議論されないまま、ともすれば、当該制度の特殊性に基づく必要性のみが強調されるなかで、そのような特則が設けられていることも明らかにした。民事訴訟における証明責任を負わない当事者の証拠提出義務を肯定し、その法的性質に基づいた義務違反の効果を検討するという本研究の最終目的のためには、さらに民事訴訟法の周辺の同様の規定を集積していく必要がある。すでに行政訴訟における釈明処分の特則の規定が少なくともこの1つであることが判明しており、かつ、この規定については、民事訴訟における原則との関連についても若干の検討が見られる数少ない例であることも分かった。この点について、引き続き考察を進める必要が生じ、令和5年度から令和7年度の課題として申請し、採択されている（課題番号23K01179）。

この研究を通じて、周辺諸法における類似の制度との比較を行うとともに、周辺諸法における構造的な特徴のもとで肯定される証明責任を負わない当事者の証拠提出義務が、通常民事訴訟においても同様に肯定されるか否かについて、より検討を進めていく予定である。

本研究は、事案解明義務をめぐる従来の議論が民事訴訟法内部の議論において見解の一致を見ないまま止まっている状況に、周辺諸法との比較という枠外からの視点をを用いて取り組む点に新規性と意義を有するものである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 濱崎 録
2. 発表標題 民事訴訟における証明責任を負わない当事者の協力義務について
3. 学会等名 日本民事訴訟法学会関西支部
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

最終研究成果である論説（濱崎録「民事訴訟法248条の類推適用の範囲について」）を公表したが、掲載論文集の発行が当初の予定より遅れているため、掲載ページが現段階では不明である。
 掲載論文集：藤本利一ほか編『次世代民事司法の理論と実務』（法律文化社、2023年7月刊行予定）

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------